

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	小田原市

小田原市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 経済部農政課（代表）
環境部環境保護課
所 在 地 〒250-8555
小田原市荻窪 300 番地
電 話 番 号 0465-33-1494（農政課）
0465-33-1481（環境保護課）
F A X 番 号 0465-33-1286（代表番号）
メールアドレス nosei@city.odawara.kanagawa.jp
hogo@city.odawara.kanagawa.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	・ 第二種特定鳥獣（イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ） ・ 小動物（アナグマ、アライグマ、タヌキ、ハクビシン等） ・ 鳥類（カラス、ヒヨドリ等）
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	小田原市内全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		面積（ha）	被害額（千円）
イノシシ	野菜	0.17	681
ニホンザル	イモ類	0.03	70
ハクビシン	豆類	0.01	82
アナグマ	果樹	0.01	16

※「令和5年度野生鳥獣による農作物被害調査結果（神奈川県自然環境保全課）」による。

（2）被害の傾向

○イノシシ 年間を通じて、農作物や耕地の掘り起こし等の農業被害のほか、住宅地にも出没しており、人身被害の恐れもある。 ○ニホンジカ 生息頭数は急激に増加していると推定され、スギ、ヒノキの植栽木や下層植生への食害、樹皮剥ぎなど、森林の生態系に大きな影響を与えている。 ○小動物（アナグマ・アライグマ・タヌキ・ハクビシン等） 市内各地に生息し、果物や野菜等の農作物被害が発生している。獣種によっては屋根裏などに侵入する場合もあり、糞尿被害や家庭菜園の食害も発生している。 ○鳥類（カラス・ヒヨドリ等） 市内各地に群生しており、収穫時期の柑橘類・野菜を中心に被害が発生している。
--

(3) 被害の軽減目標

被害が拡大している地域を中心に捕獲と防除の両面からの被害軽減に努め、被害面積、被害金額ともに過去5年間の平均値から1割の減少を目標値とする。ニホンザルについては、令和5年度に除去が達成できたため、目標値としては0とする。

指標	現状値 (令和5年度)		平均値 (過去5年間)		目標値 (令和9年度)	
	被害面積 (ha)	被害額 (千円)	被害面積 (ha)	被害額 (千円)	被害面積 (ha)	被害額 (千円)
イノシシ	0.17	681	1.366	5,300	1.23	4,770
ニホンジカ	—	—	0.045	197	0.040	177
ニホンザル	0.03	70			0	0
小動物	0.02	98	0.644	3,185	0.58	2,866
鳥類	0	0	0.024	114	0.02	102
合計	0.22	849	2.079	8,797	1.87	7,915

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	獣種	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	イノシシ	・年間を通じたわなによる捕獲や時期を限定した銃器による捕獲の実施。 ・わな猟免許の取得や捕獲活動経費等への支援。 ・豚熱対策における実施隊による捕獲後の処分委託。	・豚熱（CSF）の影響等により一時的に被害が減っていたが、近年増加傾向にあるため積極的な捕獲活動が必要。
	ニホンジカ	・県の管理計画に基づくわなや銃器による管理捕獲、造林地への植生保護柵の設置を実施。	・農地に比べて捕獲作業が困難な森林内での捕獲の推進が必要。
	小動物 (アナグマ・アライグマ・タヌキ・ハクビシン等)	・市やJAが箱わなを貸し出し、捕獲を実施。	・生息域の把握が必要。
	鳥類 (カラス・ヒヨドリ等)	・鳥獣被害対策実施隊員が、銃器による捕獲を実施。	・住宅街での銃器による駆除が不可能であるため、別手段の構築が必要。

防 護 柵 の 設 置 等 に 関 する 取 組	共通	・ 箱根ターンパイク沿いに約1.4km の電気柵を設置している。 ・ 農業者がメッシュ柵や電気柵を購入する際の支援を実施。	—
--------------------------------------	----	--	---

(5) 今後の取組方針

- ・ 有害鳥獣による農作物の被害軽減を目的に、関係機関と連携し、個体数を減らす「捕獲」と農地への侵入を防ぐ「侵入防止」に関する対策の支援を行う。
- ・ 豚熱（CSF）の感染確認区域内での捕獲については、防疫措置を順守しつつ、継続した捕獲活動への支援を行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・ 基本的には、被害者自らによる捕獲を実施する。
- ・ イノシシ・ニホンジカについては、わなによる捕獲を中心に行い、鳥獣被害防止対策実施隊による銃器捕獲も併せて行う。また、捕獲従事者の安全を確保するため、状況に応じて銃器や電気による止めさしを実施する。
- ・ 小動物（アナグマ・アライグマ・タヌキ・ハクビシン等）については、市や鳥獣被害防止対策協議会（事務局：JA）が箱わなを貸し出し、被害者自らによる捕獲を実施する。
- ・ 鳥類については、鳥獣被害防止対策実施隊による銃器捕獲を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7 ～ 令和9	共通	・ 狩猟免許取得の支援 ・ 有識者による講習会の開催 ・ 捕獲従事者への捕獲活動経費等の支援 ・ ICT 技術の研究及び活用

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
○イノシシ 令和3年度以降の被害及び捕獲数は、豚熱の影響等により減少傾向にあったものの、近年は徐々に捕獲数が増加しており、最も被害を及ぼしている獣種であることから、前年度より被害が拡大しないよう、毎年度約1.1倍ずつの増加を目標とする。	
○ニホンジカ 神奈川県ニホンジカ管理計画に基づき、毎年度実施計画を定め、管理捕獲を実施する。	
○小動物（アライグマを除く）、鳥類 近年の生息状況や被害状況を鑑みて、過去3年間平均捕獲頭数の約1.1倍を初年度とし、毎年度1.1倍増を目標とする。	
○アライグマ 神奈川県アライグマ防除実施計画に基づき、近年の生息状況や被害状況を鑑みて、過去3年間平均捕獲頭数の約1.1倍を初年度とし、毎年度約1.1倍増を目標とする。	

対象鳥獣		捕獲計画数		
		令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ		440	484	532
ニホンジカ※		580	638	701
小動物	アナグマ	13	14	15
	アライグマ	9	10	11
	タヌキ	23	25	28
	ハクビシン	82	90	99
鳥類		178	196	215

※ニホンジカの捕獲頭数は、毎年度策定する神奈川県ニホンジカ管理事業実施計画に基づき定める。

<参考> これまでの捕獲実績

対象鳥獣		捕獲実績数		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ		562	212	304
ニホンザル		4	1	4
ニホンジカ		209	301	482
小動物	アナグマ	11	14	12
	アライグマ	6	12	7
	タヌキ	32	21	12
	ハクビシン	105	57	62
鳥類		240	100	145

捕獲等の取組内容
○わなによる捕獲 年間を通じた箱わなやくくりわなによる捕獲を実施する。 ○銃器による捕獲 ・4月～5月及び9月～10月の各1か月間に、イノシシ・ニホンジカの捕獲を実施する。 ・2月～3月の1か月間に、カラス・ヒヨドリ等の捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
イノシシ・ニホンジカは、効果的な捕獲のためライフル銃を使用する場合がある。

(4) 許可権限委譲事項

該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ・ニホンジカ・小動物	防護柵（メッシュ柵・電気柵）の設置	防護柵（メッシュ柵・電気柵）の設置	防護柵（メッシュ柵・電気柵）の設置

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
共通	・広域獣害防止柵の維持管理 ・追払い実施 ・追払い物資の提供 ・研修会の実施（煙火取扱、わな捕獲等）		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

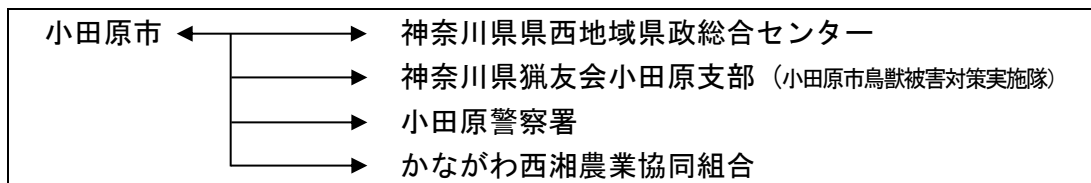
年度	対象鳥獣	取組内容
令和7～令和9	共通	有害鳥獣を出没させないため、隠れ家となる藪の刈り払いや鳥獣のエサとなる廃棄果実の除去等の集落環境整備について、広報等で普及啓発を実施する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
小田原市	関係機関との連絡調整
神奈川県県西地域県政総合センター 環境部環境調整課	情報の共有
神奈川県猟友会小田原支部 (小田原市鳥獣被害対策実施隊)	捕獲の実施
小田原警察署	住民の安全確保
かながわ西湘農業協同組合	農業者への安全確保の連絡

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

○イノシシ・ニホンジカ
自家消費や埋設、焼却処分に加え、ジビエ利用も進める。
○小動物
安楽殺処分後、焼却処分を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現状では、捕獲者が自家消費しているほか、民間の処理加工施設等によりジビエ利用（食品・ペットフード等）が行われている。 今後は、民間の処理加工施設等の連携を図っていく。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

該当なし（民間の処理加工施設による取組のため、市としては該当なし）

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

高齢化に伴い捕獲従事者の育成や確保については課題であるため、猟友会だけでなく、民間団体とも連携し、有効利用のための人材育成を考えていく必要がある。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	小田原市鳥獣被害防止対策協議会
--------	-----------------

構成機関の名称	役割
かながわ西湘農業協同組合	・ 協議会の事務局 ・ 関係機関との連絡調整 ・ 鳥獣被害対策の支援 ・ 鳥獣被害対策研修会等の開催
JA 組合員等	・ 地域への周知 ・ 鳥獣被害対策に関する情報提供 ・ 鳥獣被害対策の実践
小田原市 〔農政課・環境保護課〕	・ 鳥獣被害対策に関する全般的な事務 ・ 関係機関との連絡調整 ・ 鳥獣被害対策の支援
神奈川県猟友会小田原支部 (鳥獣被害対策実施隊)	・ 鳥獣被害対策に関する情報提供 ・ 有害鳥獣捕獲の実施

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
神奈川県環境農政局緑政部 自然環境保全課野生生物グループ	被害状況集計、情報提供
神奈川県環境農政局緑政部 自然環境保全課平塚駐在事務所 (かながわ鳥獣被害対策支援センター)	対策提案、対策指導、技術支援、情報提供
神奈川県県西地域県政総合センター 環境部環境調整課	被害状況集計、情報提供
小田原警察署	情報提供等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 26 年 4 月に小田原市鳥獣被害対策実施隊を設置。構成員は、神奈川県猟友会小田原支部長が推薦する会員。実施隊員数は令和 7 年 2 月末現在で 24 名。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

今後、有害鳥獣による被害の拡大が見られる場合は、協議会の構成機関や関係機関と連携し、構成員の追加や役割の再検討を行い、体制の強化を図る。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

本計画記載事項以外は、関係機関と連携し、効果的な方法等を検討していく。